

さいたま市告示第 1 1 5 3 号

さいたま市公告（調達）第 9 4 号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市新庁舎整備技術協力業務（建築）について、次のとおり、当該業務に関する技術提案書の提出を招請します。

令和 8 年 7 月 1 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 技術提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市新庁舎整備技術協力業務（建築）

(2) 履行場所

さいたま市大宮区北袋町 1 - 6 0 3 - 1 外

(3) 業務概要

本業務は、「さいたま市新庁舎整備基本設計」（以下「基本設計」という。）に基づき、市役所新庁舎等の整備に必要な技術協力業務の委託を行うものであり、施工者の立場からの高度な技術提案及び技術協力を「さいたま市新庁舎整備実施設計」（以下「実施設計」という。）に取り入れることを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 1 0 日まで

(5) 参加形態

単体企業又は複数の企業により構成される共同企業体

2 技術提案書の提出者の資格に関する事項

技術提案書を提出しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の(1)～(6)の要件を満たさなければならない。

- (1) 令和 8 年度さいたま市特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種区分「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7 ・ 8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 8 年 8 月 1 7 日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ さいたま市新庁舎の建設工事に伴う交渉民間事業者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が自ら主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する営利人、その他営利組織及び

当該組織に所属する者

エ 基本設計業務を受託し、かつ実施設計業務を受託予定である「アール・アイ・エー・環境デザイン研究所設計共同体」及びこれと資本関係（※１）又は人的関係（※２）のある者

オ さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務を受託し、かつさいたま市新庁舎整備実施設計等発注者支援業務を受託予定である「日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社」及びこれと資本関係（※１）又は人的関係（※２）のある者

※１「資本関係」とは、①親会社（会社法第２条第４号。以下同じ。）と子会社（同条第３号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※２「人的関係」とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合、及び資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

(3) この公告をした日から最も優れた技術提案書の提出者（以下「優先交渉権者」という。）を特定した日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) その他、さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）に係る公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）に記載されている参加資格を満たすこと。

3 技術提案に係る資料の交付

(1) 交付資料、交付場所

下記ホームページよりダウンロードできる実施要項を参照すること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/002/022/001/004/p131588.html>

(2) 交付期間

令和８年７月１０日（金）から令和８年１０月２３日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

4 参加申込書等の提出

技術提案書の提出を希望する者は、プロポーザル参加形態に応じ、次の参加申込書等を提出し、参加申込手続きを行うこと。指定様式及び提出部数については、実施要項を参照すること。

(1) 提出書類

(a) 参加申込書

(b) 特定建設工事共同企業体委任状

- (c) 特定建設工事共同企業体使用印鑑届
- (d) 共同企業体協定書
- (e) 参加資格要件チェックリスト
- (f) 施工実績確認書及び添付資料
- (g) 配置技術者名簿及び添付資料
- (h) 秘密保持に関する誓約書

(2) 提出期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月31日（月）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当
電話 048（829）1038

(4) 提出方法

持参、又は郵送による。

(5) 郵送による場合の参加申込書等の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年8月31日（月）必着 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当

5 参加申込書等に関する質疑受付及び回答

参加申込書等を提出しようとする者は、参加申込書等に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月27日（月）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレス city-hall-project@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答日

随時 最終回答日 令和8年8月3日（月）

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。（質問に対する回答をホームページに掲載するまでの間に、本プロポーザルの参加資格を失った者が提出した質問については、回答しないものとする。）

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/002/022/001/004/p131588.html>

6 参加資格確認結果の決定方法

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当において提出書類に基づき参加申込書等の審査を行う。

7 参加資格確認結果通知書の通知

参加資格確認結果は、審査終了後、次のとおり通知するものとする。

(1) 通知日

令和8年9月4日（金）

(2) 通知方法

電子メール

件名を「参加資格確認結果通知書」として、参加申込書に記載されているメールアドレスに送信する。

8 技術提案書等の提出

指定様式、提出部数及び作成の留意事項については、実施要項を参照すること。

(1) 提出書類

(i) 技術提案書（表紙）

(j) 技術提案書

(k) 提案価格、提案価格総括表及び提案価格内訳書

(l) 参考見積書

(m) 上記(i)～(l)のデータをPDF形式で記録したDVD-R

(2) 提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月23日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参、又は郵送による。

(5) 郵送による場合の技術提案書等の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年10月23日（金）必着 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

9 技術提案書等に関する質疑受付及び回答

参加者は、技術提案書等に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和8年7月13日（月）から令和8年8月31日（月）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレス city-hall-project@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4 (3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年9月10日（木）

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。（質問に対する回答をホームページに掲載するまでの間に、本プロポーザルの参加資格を失った者が提出した質問については、回答しないものとする。）

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/002/022/001/004/p131588.html>

1 0 優先交渉権者特定の方法

優先交渉権者特定にあたっては、審査委員会が、参加者に対しヒアリング等を実施し、技術提案書及びヒアリング内容を総合的に審査する。審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

1 1 その他

(1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用はすべて参加者の負担とする。

(2) 提出された技術提案書等は、返却しない。なお、本市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。また、情報を漏らさない。

(3) 優先交渉権者特定の日から翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、優先交渉権者の特定を取り消されることがある。

(4) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(5) 優先交渉権者及び次点者の名称及び得点並びに審査結果の講評について、本市のホームページにて公表する。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加者は失格とする。

(7) その他の留意事項は、実施要項による。

(8) 名簿に登載のない者でこのプロポーザルに参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

エ 受付期間

公告の日から令和8年8月17日（月）まで

1 2 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当
電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 0 3 8 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 7

1 3 Summary

(1) Subject

Public proposal pertaining to the commission of technical assistance services for
the development of the new Saitama City Hall (Construction)

(2) Participation Application submission period:

July 10, 2026 - August 31, 2026, 4pm

(3) Technical Proposal submission period:

September 1, 2026 - October 23, 2026, 4pm

(4) Contact point for the notice:

New City Hall Development Section, Department of City
Management Strategy, City Strategy Headquarters, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City
Tel: 048-829-1038 Fax: 048-829-1997